

川崎市特定事業主行動計画の実施状況を公表します

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、次のとおり川崎市特定事業主行動計画（以下「行動計画」といいます。）の実施状況について公表いたします。

1 概要

川崎市では、全ての職員が生活と仕事とを両立し活躍するために必要な職場環境・職場風土づくりを推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」といいます。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代育成支援法」といいます。）に基づき、「川崎市特定事業主行動計画」を策定し、取組を進めています。

今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代育成支援法第 19 条第 5 項に基づき、令和 5 年度の行動計画の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

併せて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、川崎市における女性の活躍状況についても公表いたします。

2 公表日

6 月 2 8 日（金）午前 10 時

3 その他

行動計画等については、次の URL から閲覧できます。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000078413.html>

【問合せ先】

（公表資料 1～6、8 及び 9 に関すること）

川崎市総務企画局人事部人事課 井坂

電話 044—200—2128

（公表資料 7 及び 10 に関すること）

川崎市総務企画局人事部労務厚生課 伊藤

電話 044—200—2138

川崎市特定事業主行動計画の実施状況の公表について

川崎市では、全ての職員が生活と仕事を両立し活躍するために必要な職場環境・職場風土づくりを推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代育成支援法」という。）に基づき、「川崎市特定事業主行動計画」を策定し、取組を進めています。

今般、女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援法第19条第5項に基づき、令和5年度の行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

併せて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、川崎市における女性の活躍状況についてもお知らせします。

1 女性職員の採用割合(令和5(2023)年度採用者)

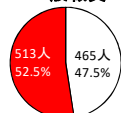
(1) 職員区分毎の女性職員の採用状況(全任命権者合計)

	一般職員	任期付職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	代替教員・非常勤講師	全体
全 体	978人	299人	5,753人	76人	2,814人	9,920人
男 性	465人	120人	1,292人	22人	923人	2,822人
女 性	513人	179人	4,461人	54人	1,891人	7,098人
女性割合	52.5%	59.9%	77.5%	71.1%	67.2%	71.6%

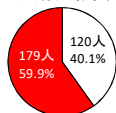
職員区分毎の採用状況の男女比

□ 男性 ■ 女性

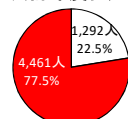
一般職員



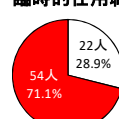
任期付職員



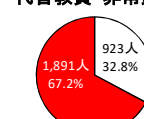
会計年度任用職員



臨時的任用職員



代替教員・非常勤講師



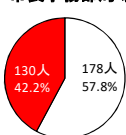
(2) 一般職員における女性職員の採用状況(任命権者別)

	市長事務部局等	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会事務局	全体
全 体	308人	33人	12人	198人	26人	401人	978人
男 性	178人	32人	11人	52人	24人	168人	465人
女 性	130人	1人	1人	146人	2人	233人	513人
女性割合	42.2%	3.0%	8.3%	73.7%	7.7%	58.1%	52.5%

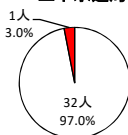
一般職員における採用状況の男女比

□ 男性 ■ 女性

市長事務部局等



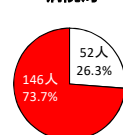
上下水道局



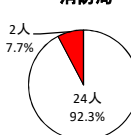
交通局



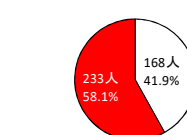
病院局



消防局



教育委員会事務局



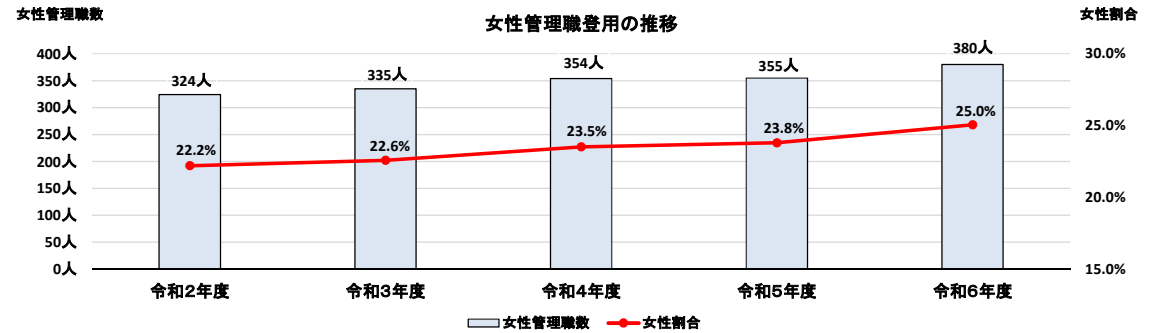
(3) 一般職員における各職種の採用状況

	一般事務職	社会福祉職	土木職	電気職	機械職	建築職	医師	薬剤師	保健師	看護師	技能職	消防職	教育職	その他	全体
全 体	150人	41人	27人	7人	12人	19人	40人	16人	12人	124人	49人	26人	370人	85人	978人
男 性	93人	17人	26人	7人	12人	11人	31人	5人	0人	7人	49人	24人	151人	32人	465人
女 性	57人	24人	1人	0人	0人	8人	9人	11人	12人	117人	0人	2人	219人	53人	513人
女性割合	38.0%	58.5%	3.7%	0.0%	0.0%	42.1%	22.5%	68.8%	100%	94.4%	0.0%	7.7%	59.2%	62.4%	52.5%

2 管理職における女性職員の割合

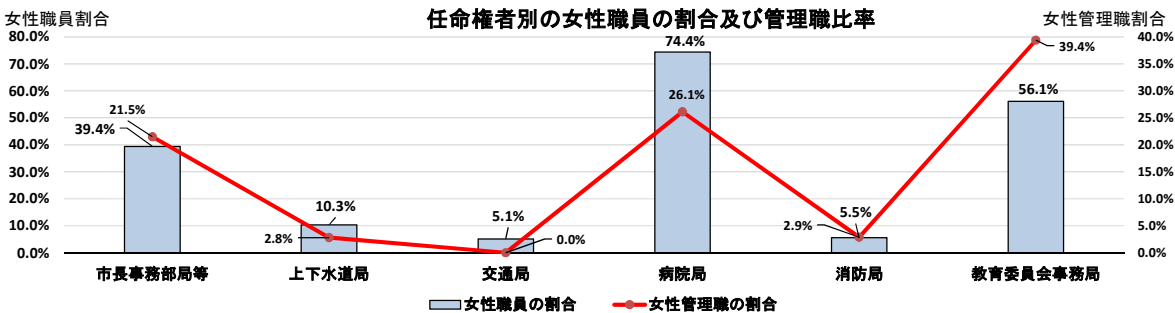
(1) 管理職登用の推移(各年度4月1日現在)

年 度	全 体	男性管理職数	女性管理職数	女性割合
令和2年度	1,459人	1,135人	324人	22.2%
令和3年度	1,484人	1,149人	335人	22.6%
令和4年度	1,505人	1,151人	354人	23.5%
令和5年度	1,492人	1,137人	355人	23.8%
令和6年度	1,517人	1,137人	380人	25.0%



(2) 任命権者別の状況(令和6(2024)年4月1日現在)

	市長事務部局等	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会事務局	全体
全 体	7,407人	1,004人	412人	1,568人	1,434人	7,303人	19,128人
うち管理職	757人	72人	17人	180人	70人	421人	1,517人
男 性	4,489人	901人	391人	401人	1,355人	3,203人	10,740人
うち管理職	594人	70人	17人	133人	68人	255人	1,137人
女 性	2,918人	103人	21人	1,167人	79人	4,100人	8,388人
うち管理職	163人	2人	0人	47人	2人	166人	380人
女性割合	39.4%	10.3%	5.1%	74.4%	5.5%	56.1%	43.9%
うち管理職	21.5%	2.8%	0.0%	26.1%	2.9%	39.4%	25.0%



☆川崎市特定事業主行動計画 目標値

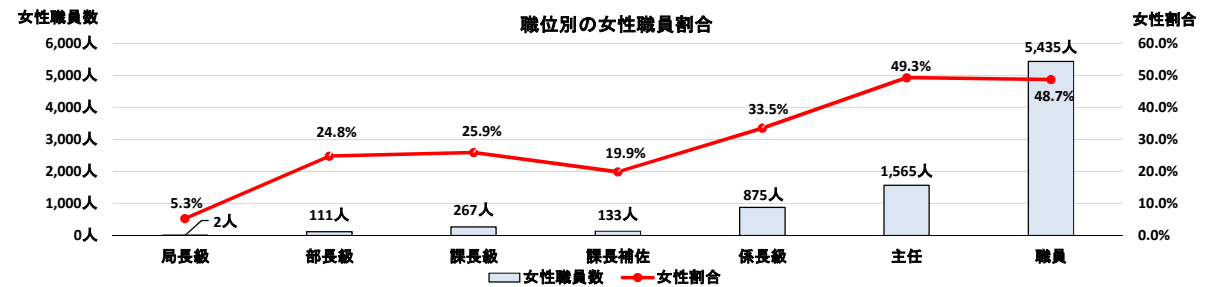
管理職（課長級）職員に占める女性比率を令和8（2026）年4月1日までに30%以上を目指します
（各年度4月1日現在）

年度	比率
令和2年度	24.5%
令和3年度	24.0%
令和4年度	24.5%
令和5年度	25.0%
令和6年度	25.9%

※令和6年度の課長級の職員数等は3ページの「3 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合」を御参照ください。

3 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和6(2024)年4月1日現在)

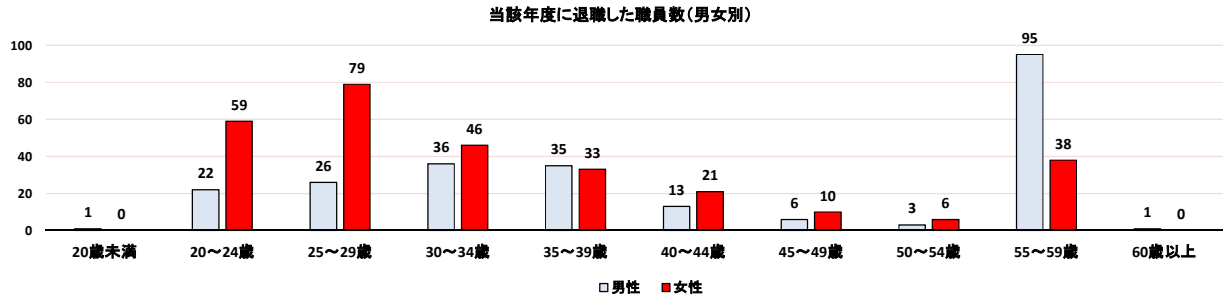
	局長級	部長級	課長級	管理職計	課長補佐	係長級	主任	職員	全 体
全 体	38人	448人	1,031人	1,517人	669人	2,609人	3,175人	11,158人	19,128人
男 性	36人	337人	764人	1,137人	536人	1,734人	1,610人	5,723人	10,740人
女 性	2人	111人	267人	380人	133人	875人	1,565人	5,435人	8,388人
女性割合	5.3%	24.8%	25.9%	25.0%	19.9%	33.5%	49.3%	48.7%	43.9%



4 一般職における年代別退職状況(令和5(2023)年度)※自己都合退職者数

	退職率 (人数)	退職者の年代別割合									
		20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
男性	2.26%	0.4%	9.2%	10.9%	15.1%	14.7%	5.5%	2.5%	1.3%	39.9%	0.4%
	238人	1人	22人	26人	36人	35人	13人	6人	3人	95人	1人
女性	3.59%	0.0%	20.2%	27.1%	15.8%	11.3%	7.2%	3.4%	2.1%	13.0%	0.0%
	292人	0人	59人	79人	46人	33人	21人	10人	6人	38人	0人

※退職者の年齢は、令和5年4月1日時点



5 一般職員における男女別の育児休業取得率及び育児休業の取得期間の分布状況(令和5(2023)年度)

(1) 男性職員の育児休業取得率及び育児休業の取得期間の分布状況

	育児休業 取得率 (対象者数)	育児休業 取得率 (7日未満を除く)	7日未満	7日以上 2週間未満	2週間以上 一月未満	一月以上 半年未満	半年以上 一年未満	一年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上	全体
市長事務局等	80.0% 115人	77.4%	3人	8人	27人	46人	6人	2人	0人	0人	92人
上下水道局	70.8% 24人		0人	1人	3人	11人	0人	1人	1人	0人	17人
交通局	100.0% 5人		0人	0人	3人	2人	0人	0人	0人	0人	5人
病院局	54.5% 11人		0人	0人	3人	3人	0人	0人	0人	0人	6人
消防局	54.4% 90人		0人	4人	17人	24人	3人	1人	0人	0人	49人
教育委員会事務局	40.6% 160人		3人	6人	17人	30人	4人	3人	0人	2人	65人
市長事務局等を 除いた合計	49.0% 290人		3人	11人	43人	70人	7人	5人	1人	2人	142人
全体	57.8% 405人		6人	19人	70人	116人	13人	7人	1人	2人	234人

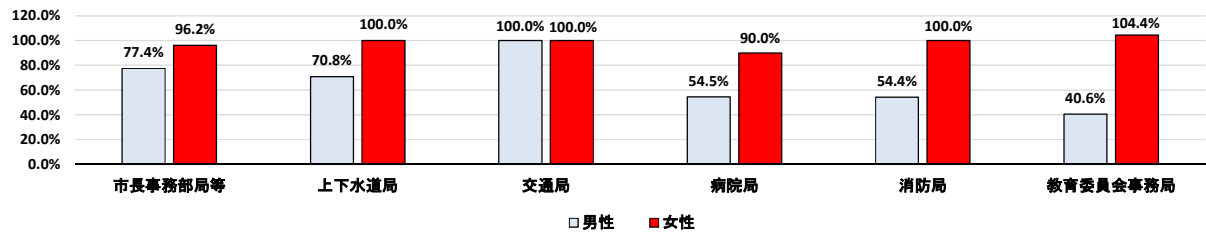
※育児休業取得率＝「当該年度に新たに育児休業を取得した職員数(子の出生時期は問わない)」÷「当該年度に配偶者が出産して扶養親族届を提出した職員数」
※川崎市特定事業主行動計画において、市長事務局等については1週間以上育児休業を取得した職員を対象として目標値を設定しているため、取得日数が7日未満を除いた育児休業取得率を算出。目標値の詳細については4ページを参照

(2) 女性職員の育児休業取得率及び育児休業の取得期間の分布状況

	育児休業 取得率 (対象者数)	7日未満	7日以上 2週間未満	2週間以上 一月未満	一月以上 半年未満	半年以上 一年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上	全体
市長事務部局等	96.2% 78人	0人	0人	0人	3人	19人	28人	14人	11人	75人
上下水道局	100.0% 3人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	0人	3人
交通局	100.0% 1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人
病院局	90.0% 50人	0人	0人	1人	6人	15人	8人	4人	11人	45人
消防局	100.0% 3人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	0人	3人
教育委員会事務局	104.4% 228人	0人	1人	0人	7人	42人	39人	35人	114人	238人
全 体	100.6% 363人	0人	1人	1人	16人	78人	80人	53人	136人	365人

※育児休業取得率＝「当該年度に新たに育児休業を取得した職員数(子の出生時期は問わない)」÷「当該年度に出産した職員数」

育児休業取得率(男女別)



☆川崎市特定事業主行動計画 目標値

男性職員の育児休業の取得率を令和7(2025)年度までに市長事務部局等については85%以上(1週間以上の取得のみ)、市長事務部局等以外の任命権者については50%以上を目指します。

年度	取得率	
	市長事務部局等	その他の任命権者
令和元年度	10.3%	
令和2年度	17.8%	
令和3年度	25.8%	
令和4年度	37.4%	
令和5年度	77.4%	49.0%

※令和5年度の男性の育児休業取得状況については3ページの5(1)を御参照ください。

6 男性職員の育児に伴う休暇・休業1か月以上取得率

	市長事務部局等	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会事務局	全体
対象職員	121人	16人	9人	4人	59人	68人	277人
1か月以上取得者数	103人	15人	9人	3人	48人	36人	214人
1か月以上取得率	85.1%	93.8%	100.0%	75.0%	81.4%	52.9%	77.3%

※令和4年度に子の出生があり「休暇・休業取得計画書」において実績を報告した職員のうち、育児に伴う休暇・休業を子の出生から1年以内に1か月以上取得した職員の割合

7 職員一人当たりの一月当たりの時間外勤務時間数及び上限を超えて命じられて勤務した職員数(令和5(2023)年度)

(1) 職員一人当たり一月当たりの平均時間外勤務時間数

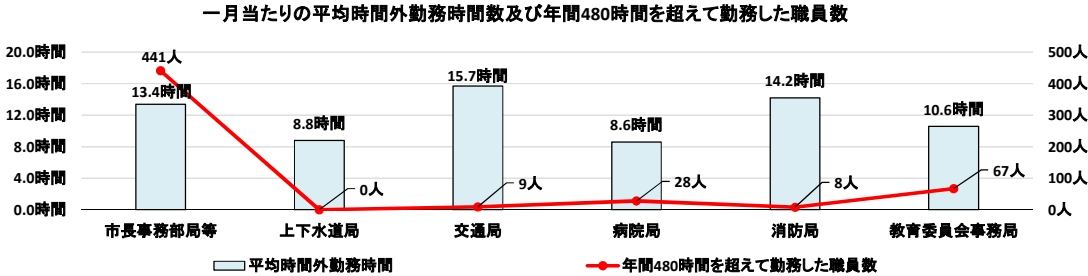
	市長事務部局等	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会事務局	全体
職員 (管理職を除く)	13.4時間	8.8時間	15.7時間	8.6時間	14.2時間	10.6時間	11.9時間

※交通局の自動車運転手、病院局の医師・歯科医師を除く
※災害時等の業務を除く

(2) 上限(年間480時間)を超えて命じられて勤務した職員数

	市長事務局等	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会事務局	全体
職員 (管理職を除く)	441人	0人	9人	28人	8人	67人	553人

※交通局の自動車運転手、病院局の医師・歯科医師を除く
※災害時等の業務を除く



☆川崎市特定事業主行動計画 目標値
年間480時間を超える時間外勤務者数を令和7(2025)年度までにゼロを目指します

年度	職員数
令和元年度	397人
令和2年度	484人
令和3年度	618人
令和4年度	619人
令和5年度	553人

※交通局の自動車運転手、病院局の医師・歯科医師を除く
※災害時等の業務を除く

8 年次休暇の取得状況 (令和5(2023)年度)

	市長事務局等	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会事務局	全体
一人当たりの 取得日数割合	14.7日	17.4日	19.2日	13.4日	15.9日	17.2日	16.6日
一人当たりの 取得率	73.7%	87.0%	96.1%	66.8%	79.4%	86.2%	82.8%

☆川崎市特定事業主行動計画 目標値
職員の年次休暇取得率を令和7(2025)年度までに16日(80%以上)を目指します

年度	取得率
令和元年度	15.0日
令和2年度	13.5日
令和3年度	15.9日
令和4年度	16.1日
令和5年度	16.6日

9 働き方についての満足度

☆川崎市特定事業主行動計画 目標値
職員アンケート「働き方に関する満足感」を令和7(2025)年度までに「満足している」等の回答80%以上を目指します

年度	比率
令和元年度	73.8%
令和2年度	79.8%
令和3年度	79.2%
令和4年度	73.1%
令和5年度	73.3%

※職員アンケートの詳細は本市公式ウェブサイトの「川崎市特定事業主行動計画」のページ (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000078413.html>) に掲載しています。

10 職員の給与の男女の差異（令和5（2023）年度）

市長事務局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.8%
全職員	79.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.7%
31～35年	91.7%
26～30年	93.8%
21～25年	90.6%
16～20年	90.1%
11～15年	89.1%
6～10年	90.4%
1～5年	95.5%

【説明欄】

男女の給与の差異が生じている要因として、扶養親族のある職員に支給する扶養手当の受給者が男性の方が多いこと、係長以上の役職段階にある職員の割合が男性の方が大きいこと等が考えられます。

差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。また、選挙の投票事務に従事する会計年度任用職員については対象から除外しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

上下水道局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.6%
全職員	84.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	87.9%
本庁課長補佐相当職	93.6%
本庁係長相当職	100.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.7%
31～35年	87.9%
26～30年	89.2%
21～25年	90.4%
16～20年	93.3%
11～15年	97.8%
6～10年	88.2%
1～5年	90.9%

【説明欄】

男女の給与の差異が生じている要因として、扶養親族のある職員に支給する扶養手当の受給者が男性の方が多いこと、係長以上の役職段階にある職員の割合が男性の方が大きいこと等が考えられます。

差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。

なお、2(1)役職段階別の表中本庁部局長・次長相当職の項については、女性の対象者が0名であるため、割合を記載していません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

交通局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.9%
全職員	73.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	95.4%
21～25年	95.6%
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	74.2%
1～5年	90.0%

【説明欄】

男女の給与の差異が生じている主な要因として、休日勤務手当・夜間勤務手当が支給されている現業部門の職員の多くを男性が占めていることと、係長以上の役職段階にある女性職員がいないことが考えられます。

差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。

なお、上記の表中割合が「—」となっている項については、女性の対象者が1名又は0名であるため、割合を記載していません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

病院局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	63.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.0%
全職員	61.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	92.5%
本庁課長相当職	81.2%
本庁課長補佐相当職	94.2%
本庁係長相当職	77.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.6%
31～35年	86.7%
26～30年	83.6%
21～25年	70.7%
16～20年	58.5%
11～15年	70.1%
6～10年	63.1%
1～5年	53.2%

【説明欄】

男女の給与の差異が生じている要因として、給与の支給額の大きい医師の割合が男性の方が大きいこと、扶養親族のある職員に支給する扶養手当の受給者が男性の方が多いこと、係長以上の役職段階にある職員の割合が男性の方が大きいこと等が考えられます。

差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

消防局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.0%
全職員	75.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.4%
31～35年	84.8%
26～30年	89.6%
21～25年	87.8%
16～20年	89.7%
11～15年	93.8%
6～10年	93.2%
1～5年	99.0%

【説明欄】

男女の給与の差異が生じている要因として、扶養親族のある職員に支給する扶養手当の受給者が男性の方が多いこと、休日勤務手当、特殊勤務手当等が発生する隔日勤務者の割合が男性の方が多いこと、係長以上の役職段階にある職員の割合が男性の方が大きいこと等が考えられます。

差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。

なお、2(1)役職段階別の表中本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職及び本庁課長補佐職の項については、女性の対象者が各1名であるため、割合を記載していません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

教育委員会事務局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.3%
全職員	92.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.2%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	100.2%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.8%
31～35年	95.3%
26～30年	89.8%
21～25年	92.2%
16～20年	95.5%
11～15年	95.3%
6～10年	92.6%
1～5年	94.5%

【説明欄】

男女の給与の差異が生じている要因としては、扶養親族のある職員に支給する扶養手当の受給者が男性の方が多いこと、係長以上の役職段階にある職員の割合が男性の方が大きいこと等が考えられます。

差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。